

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 6 回 (資料)

2017. 5. 25 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

(討論資料)

井戸・兵庫県知事「道州制への慎重な対応について」(平成 26 年 5 月 26 日)

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

(参考) 道州制推進知事・指定都市市長連合

「道州制推進知事・指定都市市長連合」の概要

1 趣 旨

地方の側から国民的な議論を喚起し、政府・政党を動かすことで地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため、その推進母体として、知事・指定都市市長による連合組織を設立する

2 設 立

平成24年4月20日

3 構成メンバー

地域主権型道州制の実現を目指す知事及び指定都市市長 24名

4 活動内容

- (1) 政府・政党への提案・要請
- (2) 地域主権型道州制の制度設計
- (3) 地域主権型道州制の実現を目指す他団体との連携
- (4) 国民に向けた広報宣伝
- (5) その他

5 組 織

(1) 共同代表

- ・代表機関として共同代表2名を置く（知事、指定都市市長各1名）
- ・共同代表は、設立総会又は総会で互選する

(2) 会 議

①総会

必要に応じて共同代表が招集し、そのうち1名が議長を務める
(設立総会は、発起人が招集し、そのうち1名が議長を務める)

②部会等

共同代表が必要と認めるときは、4の活動に資する部会等を設置する
ことができる

(3) 庶 務

共同代表のうち1名が処理する

【出典：宮城県HP「分類でさがす > 県政・地域情報 > 行政改革・行政評価・分権・道州制 > 地方分権・道州制 > 道州制推進知事・指定都市市長連合」。H29.5.18】

道州制推進知事・指定都市市長連合名簿

平成28年2月18日現在
(敬称略・行政順)

<知事>

<指定都市市長>

○ 共同代表

宮城県知事 村井 嘉浩 浜松市長 鈴木 康友

○ 構成メンバー

北海道知事	高橋 はるみ	さいたま市長	清水 勇人
新潟県知事	泉田 裕彦	千葉市長	熊谷 俊人
愛知県知事	大村 秀章	横浜市長	林 文子
大阪府知事	松井 一郎	川崎市長	福田 紀彦
広島県知事	湯崎 英彦	相模原市長	加山 俊夫
熊本県知事	蒲島 郁夫	静岡市長	田辺 信宏
		名古屋市長	河村 たかし
		京都市長	門川 大作
		大阪市長	吉村 洋文
		堺市長	竹山 修身
		広島市長	松井 一實
		岡山市長	大森 雅夫
		北九州市長	北橋 健治
		福岡市長	高島 宗一郎

【出典：宮城県 HP「分類でさがす > 県政・地域情報 > 行政改革・行政評価・分権・道州制 > 地方分権・道州制 > 道州制推進知事・指定都市市長連合」。H29.5.18】

1 道州制をめぐる経緯（年表）

昭和 32 年（1957 年） 第 4 次地方制度調査会（前田多門会長）「地方制度の改革に対する答申」

- ・府県の廃止。国と市町村の間に全国を 7～9 ブロックに区分した「地方」を設置。
- ・「地方」の長である地方長は「地方」の議会の同意を得て内閣総理大臣が任命。出席委員 33 人中賛成 17 人。「多数意見」と「少数意見」。

昭和 38 年（1963 年） 東海道新幹線

- 中部経済連合会による東海 3 県統合構想 愛知、岐阜、三重の合併論
- 関西経済連合会による阪奈和合併構想 大阪、奈良、和歌山三府県の合併論

昭和 40 年（1965 年） 第 10 次地方制度調査会「府県合併に関する答申」

- ・府県の自主的合併とそのための「合併特例法」提言。

昭和 41 年（1966 年） 「府県合併特例法案」（内閣提出法案として通常国会に提出）

- ・合併をする場合は、府県の議会の 3 分の 2 の賛成が必要。達しない時は住民投票。昭和 43 年 6 月廃案。

平成 2 年（1990 年）

- 日本青年会議所提言（全国を 8 州からなる連邦国家に、市町村を人口 20～30 万規模の 400～500 の藩に再編）
- 行革国民会議提言（全国を 10～15 州の連邦国家に、市町村を人口 30 万程度の市に再編）

平成 3 年（1991 年）

- 関西経済連合会提言（都道府県連合制度の提案）
- 岡山県報告書（全国を 7 州の連邦国家に再編）
- 関経連意見書「都道府県連合制度に関する提言」
- 第 22 次地方制度調査会答申（都道府県連合試案）

平成 8 年（1996 年） 学識者グループ 「州府制」構想 P H P 研究所

- ・3,232 市町村を再編、257 「府」にする。
府は福祉、保健など生活関連行政を担当
- ・47 都道府県を再編、12 「州」にする。
州は府単独でできない広域行政等のみを担当

- ・国の役割は国防、外交、年金、全国的ルール設定などに限定。

平成 9 年（1997 年） 読売新聞提言（12 州、300 市体制の提案）

平成 15 年（2003 年）

- 3月 28 日 岡山県「21世紀の地方自治を考える懇談会」報告書 道州制
- 8月 26 日 小泉首相、北海道知事に道州制特区の検討要請
- 8月 29 日 北東北広域政策研究会報告書 東北特別県・道州制
- 10月 2 日 北海道「道州制の実現に向けての提言」
- 11月 11 日 神奈川県「首都圏連合構想」
- 11月 13 日 第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」
- 11月 静岡県内政改革研究会報告書 政令県構想

平成 16 年（2004 年）

- 3月 1 日 第 28 次地方制度調査会発足 道州制検討
- 5月 19 日 合併関連 3 法成立（5月 26 日 公布）
 - ・都道府県の自主的合併手続等の整備のための地方自治法の改正
- 7月 12 日 参議院選挙
 - 自由民主党 平成 16 年党運動方針
「道州制の導入について検討を進める。」
 - 民主党 参議院選挙マニフェスト
「市町村の基盤強化や、道州制の導入により、現在国が握っている権限の多くを地域に移して、地域中心の分権国家・日本を創り出します。」

平成 17 年（2005 年）

- 4月 15 日 衆議院憲法調査会報告書
 - 「地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関するものであった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。」
- 9月 11 日 衆議院総選挙
 - 自民党「政権公約 2005」
「地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する。」
 - 民主党「2005 年衆議院選挙マニフェスト」政策各論
「基礎自治体の規模拡大、基盤強化の中で、都道府県の自主的な判断を尊重し

つつ、合併などによる道州制の実現へ向けた制度整備に着手します。

」

平成 18 年（2006 年）

2月 28 日 第 28 次地方制度調査会 道州制答申

12月 13 日 道州制特区推進法案、可決・成立（同月 20 日公布）

平成 19 年（2007 年）

1月 18 日 全国知事会、「道州制に関する基本的考え方」

4月 1 日 道州制特区推進法に基づく権限移譲

6月 19 日 「経済財政改革の基本方針 2007」

「地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する」

7月 29 日 参議院選挙

○ 自民党、政策パンフレット「成長を実感に！ 155 の約束」

「道州制を国家戦略と位置づけ、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進する。北海道特区を先行モデルとして、道州制の推進を図る。」

○ 民主党 「2007 年参議院選挙マニフェスト」政策各論

「地方分権国家を担う母体を『基礎的自治体』とし、将来的には、全国を 300 程度の多様性のある基礎的自治体で構成します。」

平成 20 年（2008 年）

3月 24 日 道州制ビジョン懇談会、中間報告

7月 29 日 自民党道州制推進本部「道州制に関する第 3 次中間報告」

11月 18 日 日本経済団体連合会「道州制の導入に向けた第 2 次提言」

平成 21 年（2009 年）

3月 24 日 政府の地方分権改革推進本部「出先機関改革に係る工程表」

8月 30 日 総選挙

○ 民主党マニフェスト

「明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、『地域主権国家』へと転換する。」

11月 17 日 「地域主権戦略会議」発足

平成 22 年

5月 21 日・24 日 出先機関改革の「事業仕分け」

6月 22 日 「地域主権戦略大綱」閣議決定

国の出先機関の廃止（抜本的な改革）

12月28日 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

平成23年

3月11日 東日本大震災

5月19日 与野党有志議員、「道州制懇話会」設立、「東北州復興特区」提唱

平成24年

4月20日 「道州制推進知事・指定都市市長連合」設立

9月6日 自民党道州制推進本部「道州制基本法案（骨子案）」公表

11月15日 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」閣議決定

11月21日 全国町村会、全国町村長大会において、道州制に反対する特別決議

12月16日 総選挙 自民党勝利

12月26日 安倍内閣発足、道州制担当大臣を置き、道州制基本法案などを担当

平成25年

3月14日 経団連「道州制実現に向けた緊急提言」

6月21日 日本維新の会及びみんなの党、国会に「道州制への移行のための改革基本法案」共同提出

7月9日 全国知事会議、「道州制の基本法案について」取りまとめ

11月13日 全国町村議会議長会、町村議会議長全国大会において、道州制断固反対の特別決議

11月20日 全国町村会、全国町村長大会において、道州制の導入反対の特別決議

11月26日 自民党道州制推進本部、地方六団体に道州制推進基本法案（骨子案）の修正案を説明

12月13日 全国知事会、「本会が基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に係る事項が、依然として道州制国民会議に丸投げされている。本会要請の各項目を基本法案に明確に反映すること」と回答

12月13日 全国町村会、「道州制の導入そのものに反対」と回答

12月13日 全国町村議会議長会、「道州制の導入には断固反対」と回答

12月13日 全国市長会、「道州制の導入が地域の活力の向上に寄与し、国民の福祉の向上につながるかなど、広く国民の意向を把握し、十分な検討を行うべき」と回答

H26年

3月6日 全国町村会、自民党道州制推進本部に対し、法案を提出しないよう要請

3月26日 宮城県をはじめ8道府県知事、連名で「地方分権型道州制の実現」につ

いて、自民党に要請

- 4月 10日 長野県をはじめ 8 県知事、連名で「道州制への慎重な対応」について、与党に要請
- 5月 8日 全国知事会長及び地方行政体制特別委員長、道州制推進基本法案の理念などを明確にするよう自民党に要請
- 5月 27日 長野県をはじめ 10 県知事、連名で「道州制への慎重な対応」について、県関係国会議員に要請
- 11月 12日 全国町村議会議長会、町村議会議長会全国大会において、道州制断固反対の特別決議
- 11月 19日 全国町村会、全国町村長大会において、道州制の導入反対の決議

H27年

- 7月 自民党道州制推進本部、総会において「道州制推進基本法案」の国会提出に向けて国民の理解促進に努めることで一致
- 11月 11日 全国町村議会議長会が、町村議会議長会全国大会において、道州制導入反対の決議
- 11月 18日 全国町村会が、全国町村長大会において、道州制導入に反対する決議

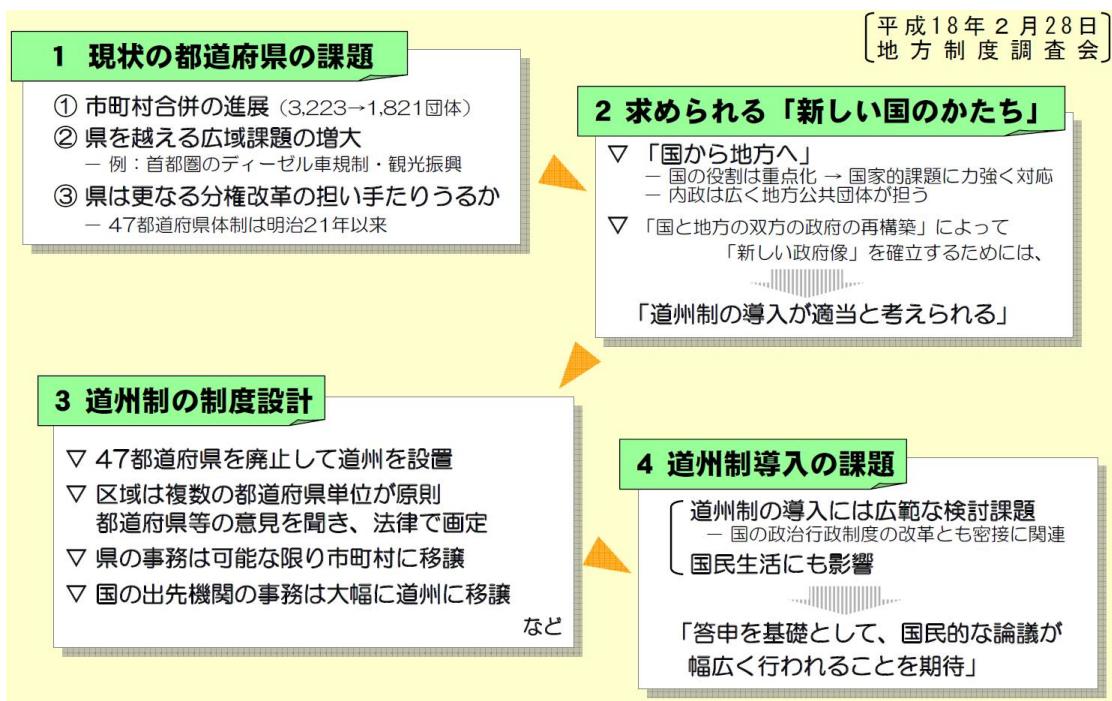
H28年

- 11月 2日 日本維新の会「道州制への移行のための改革基本法案」を参議院に提出

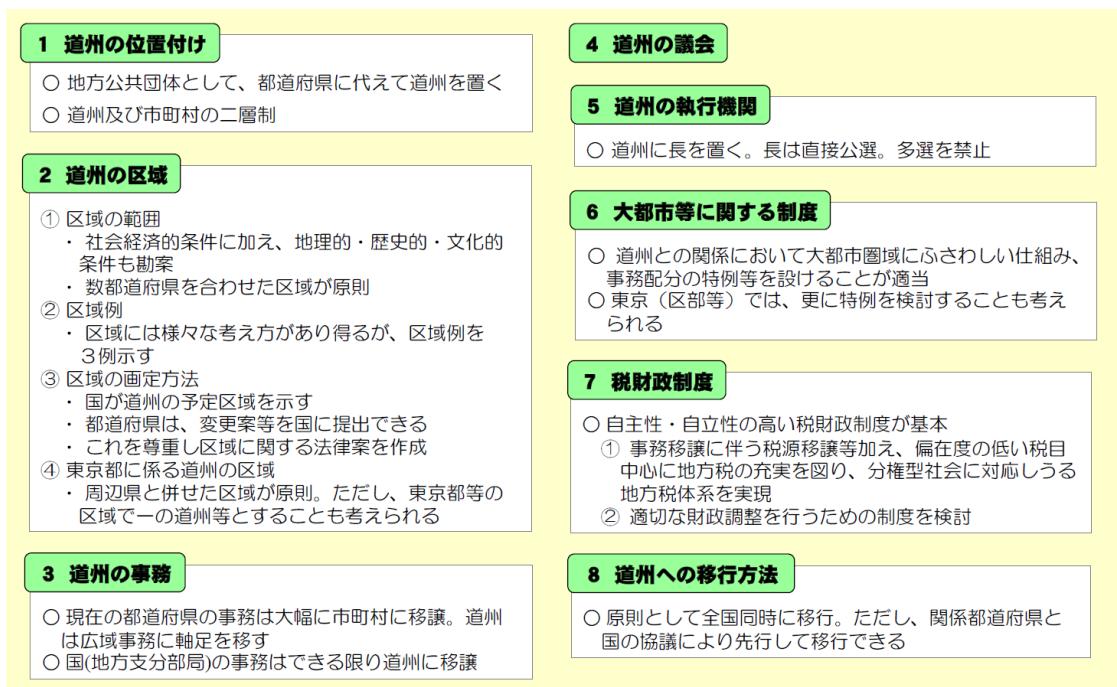
【出典：長野県 HP 「県政情報・統計 > 組織・行財政 > 地方分権 > 道州制について」等。H29.5.18】

2 第28次地方制度調査会答申

2.1 「道州制答申」のポイント



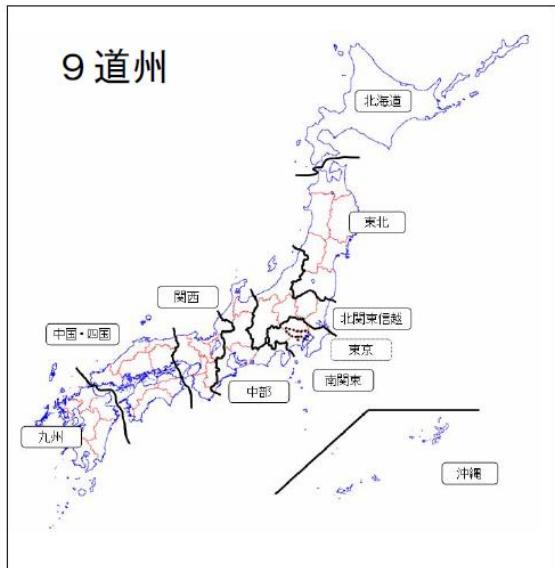
2.2 道州制の基本的な制度設計



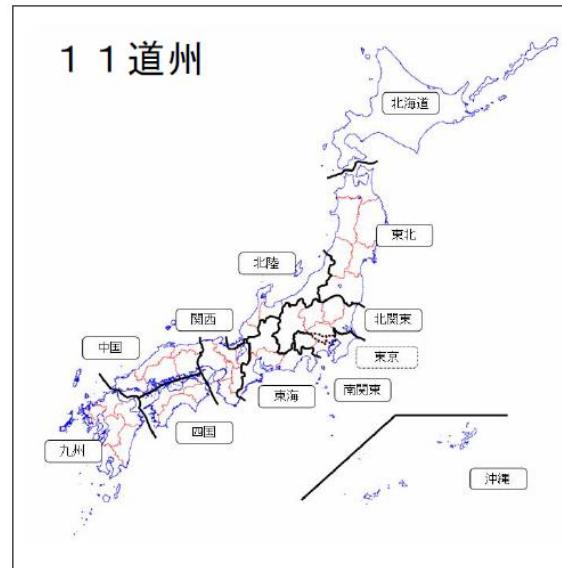
【出典：内閣府 HP 「地方制度調査会答申について】

2.3 道州の区域例

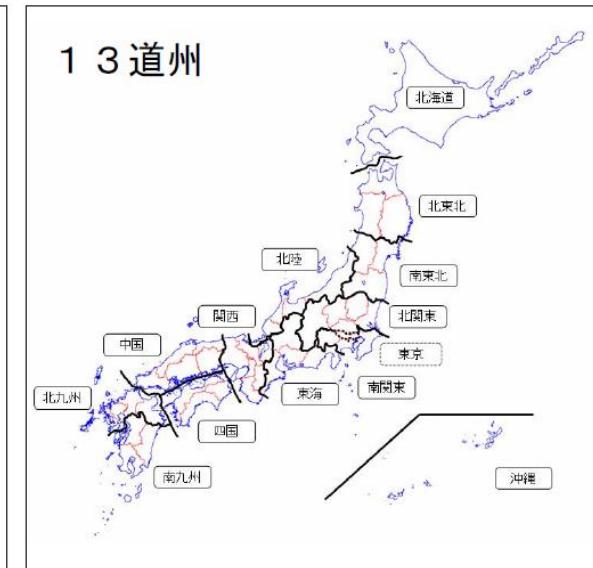
【区域例－1】



【区域例－2】



【区域例－3】



【出典：内閣府 HP 「地方制度調査会答申について」】

3 道州制ビジョン懇 中間報告のポイント（平成 20 年 3 月 24 日）

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成 18 年 9 月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成 19 年 1 月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成 21 年度に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害 ○ 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大 ○ コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

[理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に
一中央集権型国家から分権型国家へ—
「地域主権型道州制」

[目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
 - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
 - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
 - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立 ○ 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会（仮称）」が実施

道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

道州の区域

- ①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的・一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

道州制特区関係

- 北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により
今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法（仮称）」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね 10 年後をめざす。

【出典：同懇談会ホームページ資料「道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント】】

4 道州制に関する各党マニフェスト等（抜粋）

4.1 自由民主党の道州制公約

4.1.1 自由民主党 2012年総合政策集

XII . 憲法・国のかたち

323 道州制の推進

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます。

国は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真の全国的な視点に立って行わなければならないものに国家機能を集約し、その強化を図ります。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入を目指します。

【出典:自由民主党 HP「政策 > 政策パンフレット」「J-ファイル 2012 総合政策集 日本を取り戻す」下線は片木】

4.1.2 2014年自由民主党総合政策集

政治・行政改革

395 道州制の推進

道州制の導入に向けては、国民的合意を得ながら進めてまいります。導入までの間は、地方創生の視点に立ち、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体（市町村）の機能強化を図ります。

【出典:自由民主党 HP「政策 > 政策パンフレット」「J-ファイル 2014 総合政策集」下線は片木】

なお、同党「参議院選挙公約 2016」には、「道州制」に関する記述はない。

4.2 公明党の道州制・マニフェスト

4.2.1 衆院選重点政策 manifesto2012

2 新しい、住民本位の「国のカタチ」へ。

道州制・政治改革・行政改革で日本を新しく

これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を改め、住民本位の行政サービス提供に寄与する「地域主権型道州制」の導入と、国民目線の政治・行政改革を実現します。

1 地域に活力。

「地域主権型道州制」を導入。

1. 「道州制基本法」を制定

地域の活性化、より充実した行政サービスを実現します。そのために、これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を一新。「国—道州—基礎自治体」の三層構造へと改革する道州制の導入を推進します。

国の権限を広く移譲する分権改革によって、効率的で国際社会の変化に戦略的に対応できる行政を推進します。さらに、国家公務員および国会議員の大幅削減など大胆な行政改革・国会改革につなげます。

その第一歩として、早期に「道州制基本法」（仮称）を制定。内閣に道州制推進本部を設置します。

2. 「道州制国民会議」で、幅広い意見を集約

国民的議論を経た道州制移行を推進するため、道州制推進本部長（内閣総理大臣）の諮問機関となる「道州制国民会議」を設置します。約3年かけて幅広い議論を集約した上で、その後2年をめどに移行に向けた必要な法的措置を講じます。

(以下省略)

【同党 HP「政策・実績 / マニフェスト、各種政策」「衆院選重点政策 manifesto2012」
下線は片木】

なお、同党「衆院選重点政策 manifesto2014」及び「2016 参院選の重点政策（PDF版）」には、道州制に関する記述はない。

4.3 日本維新の会の政策（道州制）

「道州制への移行のための改革を推進するため、統治機構抜本改革基本法を制定する。」

【同党 HP「政策> 政策#06」下線は片木】

4.4 民進党の政策（道州制）

「 基礎自治体の強化を図りつつ、道州制への移行をめざします。その際、それぞれの地域の選択を尊重します。 」

【同党 HP「民進党政策集 2016>総務・地域主権（地域主権改革・地方再生）」下線は片木】

5 全国町村会「道州制に対する特別決議」（平成 24 年 11 月 21 日）

我々は平成 20 年の全国町村長大会特別決議以来、一貫して道州制の導入には反対してきた。

なぜなら、道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることとなれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながるからである。

現存する町村と多様な自治のあり方を決して否定してはならない。

一方、これまでの道州制論議は、国民的な議論がない中で、現行の都道府県制度のどこにどういう問題があるのか、道州制は一体何をもたらすのか、道州制での国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚からは遊離したものとなっている。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものである。また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなつて、住民自治が埋没する懸念すらある。

もとより、どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。

よって、我々は、改めて道州制の導入に反対していく。

【出典:全国町村会 HP「町村会の活動」「全国町村長大会を開催」（平成 24 年 11 月 21 日）
下線は片木】

(次回討論資料)

井戸・兵庫県知事「道州制への慎重な対応について」(平成 26 年 5 月 26 日)

現在、自民党道州制推進本部において検討が進められている道州制推進基本法案（骨子案）については、次のとおりの課題があるので、慎重に取り扱われたい。

【道州制導入の問題点】

- 1 道州制導入の趣旨が不明確にもかかわらず、都道府県の廃止を先決している
 - ・ 道州制議論は、国、地方を通ずる我が国全体の仕組みのあり方が課題であるにもかかわらず、都道府県を廃止し、道州制を導入すれば地方分権改革が推進されるかのような、現在の進め方には危惧を覚える。
 - ・ 「中央府省の解体再編を含む国と地方のあり方」や「国が引き継ぎ担う役割」、「基礎自治体のあり方」など、制度の根幹に関わる部分が、「道州制国民会議において検討されるもの」とされ、丸投げ検討になっている。
- 2 推進基本法案は、「国民会議設置法」ではないか
 - ・ 法案が「道州制の導入を前提としない」のであれば、プログラム法をつくる必要はないのではないか。道州制に特化するのではなく、国の仕組みとして、国、地方の制度のあり方について自由に議論を行う場を設定すればよい。
 - ・ 国、地方を通じた検討手続きを整えたいのであれば、「行政体制のあり方を検討する国民会議設置法」とすべきではないか。
- 3 「地方自治の本旨」に基づく検討が必要
 - ・ 検討の前提として、都道府県の廃止に至っているが、それは国、都道府県、市町村という国のかたちを根本的に見直すものであり、憲法が定める「地方自治の本旨」の定義に関わる問題となる。

今、憲法議論を行ってまで、道州というような形態の導入が必要であるのか疑問。

 - ・ 仮にそのような議論が必要とすれば、地方自治という観点からは、まず「中央府省の再編も含め、中央政府の担うべき機能」を限定し、そのうえで、「市町村が引き継ぐ基礎自治体が担うべき機能」、それを補完する「広域行政体制のあり方」という順で議論を展開すべきである。
- 4 平成の市町村合併の検証が必要
 - ・ 平成の市町村合併で旧役場所在地の活力が低下し、特に郡部の疲弊が進んでいる。まずは先の市町村合併の検証を行い、地域の個性を活かした地域活性策の検討など、現在ある喫緊の課題に対応することが急務である。
 - ・ ただ単に都道府県を廃止し、規模を拡大するだけでは、地方の疲弊がさらに拡大するだけではないか。
- 5 広大な道州では、「地方自治の本旨」を実現できないのではないか

- ・ 都道府県を廃止して、広大な区域を持つ道州を設置するとした場合、住民から行政への距離がますます遠くなる。
- ・ 物理的な距離だけではなく、歴史的・文化的にも異なる地域が同一の自治体意識を持ち得るのか、州都から遠く離れた市町村の補完が十分にできるのかなど、道州は憲法の要請する「地方自治の本旨」に即した自治体には成り得ないのではないか。

6 国政が担うべき優先課題への対応が急務

- ・ 現在、我が国では東日本大震災からの復興をはじめ、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢化時代における持続可能で安定的な社会制度の構築など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。このような状況のなか、国の形を根底から覆すような道州制の検討を行なう必要があるのか。

7 都道府県と広域連合で分権社会の実現は可能

- ・ 現行都道府県はさらなる分権の受け皿となる能力を有しているし、市町村を補完する役割も果たしている。
- ・ そもそも、現行の都道府県制度、体制で何が欠けているのかが不明のまま、都道府県廃止を先決すべきではない。
- ・ 都道府県の枠組みを越える広域行政への対応は、広域連合制度を活用すれば、十分可能であり、地域性や歴史的経緯などを無視した新たな行政組織をつくる必要はない。

(参考) 関西広域連合の取組み

- ・ 関西においては、平成 22 年 12 月に関西 2 府 5 県において、関西全体の広域行政を担う責任主体として関西広域連合を設立した。
- ・ 設立 3 年がたち、7 つの広域事務（広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）を始めとして、インフラやエネルギーなどの共通課題の調整、国からの事務・権限の移譲等に構成団体が一丸となって取組んでいる。

【出典：兵庫県 HP 「県政情報 > 知事のページ > 寄稿・コメント・メッセージ > 道州制への慎重な対応について（平成 26 年 5 月 26 日）】